

タブレットレンタル契約条項

2014年 11月 1日改定

本契約条項は、表面申込書（以下、申込書といひます）の「お申込者」欄に記載の契約者（以下、甲といひます）に対し、松本商工会議所（以下、乙といひます）が、Apple社製「iPad」、その他第1条所定の製品（以下、製品といひます）をレンタル（賃貸）することに関する取り決めについて規定するものです。甲は、本契約条項に同意の上、各条件に従って製品を借り受けるものとし、乙は、これを甲にレンタルします。

第1条（契約の目的および構成）

製品は、次の通り、機器本体のレンタルと、当該機器とあわせて利用されるサービスの提供の組み合わせにより構成されます。具体的な構成内容は、申込書の「申込内容」に記載する通りとします。

当社指定のiOS、Android、Windowsタブレットのレンタル
KDDI株式会社が提供するモバイルデータ通信サービスの提供と、
の機器において当該サービスの利用を可能とするモバイルWiFiルータ機器のレンタル（以下、WiFiルータといひます）

WiFiルータの提供を受けている場合に選択可能な、株式会社アイキューブドシステムズが運営する、モバイル端末管理（Mobile Device Management）機能を提供するサービス（以下、MDMサービスといひます）

なお、WiFiルータ及びMDMサービスを選択した場合、選択内容に応じ、添付別紙の「WiFiルータに関する個別条項」及び「MDMサービスに関する個別条項」が適用されるものとします。

第2条（契約期間および契約の開始）

本契約は、申込書記載の締結日から発効するものとし、その有効期間は1年契約または2年契約のいずれかのうち、申込書の「申込内容」に記載される期間とします。

第3条（レンタル料等）

製品のレンタル料は、申込書の「月額ご請求額」欄記載の金額とします。乙は、本契約の有効期間中、毎月末日までに、当月分のレンタル料およびこれに係る消費税等相当額を、書面にて甲に請求するものとし、甲は当該請求書を受領した日から30日以内に、別途乙が指定する銀行口座へ振り込む方法により、乙にこれを支払うものとします。

- 前項のレンタル料は、1ヶ月単位で計算し日割り計算をしません。
- 乙は、契約開始日が含まれる月については、レンタル料とあわせて、申込書に記載の運送費および初期費用を甲に請求し、甲は、第1回目のレンタル料の支払いと同時に、当該費用を乙に支払うものとします。

第4条（契約の延長）

第2条の契約期間が満了する1ヶ月以上前に、甲から契約期間の延長の申し出があった場合、乙がこれに同意したときは、本契約は、当該期間満了の翌日から第2項の期間中、同一条件（契約期間、レンタル料、解約レンタル料等）で、引き続き存続するものとし、以降も同様とします。

- 延長の契約期間（以下延長期間という）は、原則として1ヶ月単位で行い、12ヶ月を上限とします。ただし、乙が承諾した場合はこの限りではありません。なお、第1条所定の個別条項に別の規定がある場合には、当該規定によるものとします。
- 延長期間中のレンタル料は、原則として延長前のレンタル料と同額とします。ただし、別途乙が当該金額を提示した場合には、それによるものとします。

第5条（製品の引渡しおよび返還）

- 甲は甲に対して、製品を甲の指定する表面設置場所欄記載の場所において引渡します。
- 製品を返還するときは、甲は、乙の指定する場所に、甲の費用で返還するものとします。
- 製品の引渡しおよび返還の方法は乙が決定し、甲はこの決定に従うものとします。

第6条（担保責任）

乙は甲に対して、引渡し時において製品が正常な性能を備えていることのみを担保し、製品の商品性、および甲の使用目的への適合性については担保しません。

- 甲が、製品の引渡しを受けた後48時間以内に、乙に対して、製品の性能に欠陥がある旨の通知をなさなかった場合は、製品は正常な性能を備えた状態で甲に引渡されたものとします。なお、当該通知が為された場合には、当該欠陥の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は、自己の費用で製品を良品と交換するものとします。

第7条（製品の使用保管）

甲は、製品を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、また、製品が測定器等の場合は校正し、この使用、保管、校正に要する諸費用を負担します。

- 甲は、乙の書面による承諾を得ないで製品の譲渡、転貸、改造をしないことはもちろん、使用者に付随して使用する携帯製品等の場合を除き、製品を申込書の設置場所欄記載の場所以外に移動しません。また甲は、製品に貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損しません。
- 甲が製品の引渡しを受けてから返還するまでの間に、製品自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、特に当該製品の製造者が補償する場合を除き、甲がこれを賠償します。

第8条（製品の滅失、毀損）

甲の責に帰すべき事由によらず、製品が滅失（修理不能な性能の障害の発生、所有権の侵害を含む、以下同じ）した場合は、本契約は当然に終了するものとします。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合は、契約は終了せず、乙は、甲に対し、製品と同等の性能を有する代替製品（以下代替製品という）をすみやかに引き渡すものとします。

- 甲の責に帰すべき事由によらず、製品に修理可能な性能の障害の生じた場合は、第17条によるものとします。
- 甲の責に帰すべき事由により、製品が滅失または毀損した場合は、乙は催告をすることなく通知のみにより本契約を解除できるものとします。乙が本契約を解除した場合、甲は乙に対して、第14条に定める解約レンタル料等のほか、代替製品の購入代価または製品の修理代相当額を損害賠償として支払います。また、乙が本契約を解除しない場合でも、甲は乙に対して代替製品の購入代価または製品の修理代相当額を損害賠償として支払うものとします。

第9条（製品の輸出）

甲は、製品を日本国内で使用するものとします。

- 甲が製品を輸出する場合は、事前に乙に通知のうえ、書面による乙の承諾を得るものとします。これにより乙が承諾した場合、甲は、輸出者として日本および輸出関連諸国の輸出関連法規にしたがって輸出を行うものとします。
- 甲が前項に従って輸出をする場合、第11条および第17条は適用されないものとします。

第10条（製品の譲渡等の禁止）

甲は製品を第三者に譲渡し、または製品について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定することはできません。

- 甲は、製品について、強制執行その他法律的、事実的侵害がないように保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知し、かつすみやかにその事態を解消させます。

- 前項の場合において、乙が必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担します。

第11条（保険）

製品には、動産総合保険が付保されています。製品に保険事故が発生した場合は、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領手続きに必要として乙が要求する一切の書類を、遅滞なく乙に交付します。

- 甲が前項の義務を履行した場合は、甲が乙に対し、第8条または第14条に基づいて負う支払義務は、実際に支払われた保険金額の限度で免除されます。ただし、保険事故の発生について、甲に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第12条（解約）

甲は、書面による1ヶ月以上前の予告により、本契約の全部または一部を解約することができます。

第13条（解約レンタル料等）

前条による解約、第8条、第14条または第17条第2項（ただし、同条第2項第1号ただし書による乙の解除の場合は除く）による解除、その他事由の如何を問わず契約期間の途中で本契約が終了した場合、甲は第2条の契約期間より、第2条第2項の契約開始日から解約日までの月数を差引いた月数（残月数）に申込書の「月額ご請求額」に記載の金額を乗じた金額（以下各号により算出される残額を総称して、解約レンタル料等という）を乙に一括して直ちに支払います。尚、経過期間について1ヶ月に満たない期間は、1ヶ月とみなし、日割り計算は行いません。

- 甲は、延長期間中の解約についても、当該延長期間分の総額のレンタル料を補充する解約レンタル料を支払うものとします。

第14条（債務不履行）

甲が、次の各号のいずれか一つに該当した場合、乙は催告をすることなく、甲に対する通知のみによって、本契約の全部または一部を解除することができます。この場合、甲は乙に対して解約レンタル料等、本契約に基づく一切の金銭債務全額を直ちに支払います。ただし、乙の甲に対する損害賠償の請求は妨げられません。

レンタル料その他の金銭債務の支払を1回でも遅滞し、または本契約（別紙個別条項およびサービス提供事業者の提示する利用規約を含む）の条項の一つにでも違反したとき。

支払を停止し、または手形、小切手を不渡にしたとき。
保全処分、強制執行、滞り処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立てがあったとき。

営業の休廃止または解散をし、もしくは、営業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。
製品にかかるサービスの提供事業者が、当該サービスの提供を停止したとき。

第15条（製品の返還）

甲は乙に対して、契約期間の満了、解約、解除、その他の理由により本契約が終了した場合、製品を、原状に復したうえで、直ちに乙の指定する場所に自己の費用で返還します。なお、製品に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、甲が、自らの責任で当該データを消去して返還するものとします。返還を受けた製品にデータが残存する場合、当該データの漏洩等に起因して甲その他第三者に損害が生じたとしても、乙は一切責任を負いません。

甲が乙に対する製品の返還を遅延した場合、甲は、その期限の翌日から返還の完了日まで1ヶ月当り月額レンタル料の2倍に相当する額の遅延損害金を支払います。ただし、1ヶ月に満たない期間は1ヶ月とみなし、日割り計算は行いません。

第16条（ソフトウェア複製の禁止）

甲は、製品の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に關し、次の行為を行うことはできません。

- 有償無償を問わず、ソフトウェアを第三者へ譲渡し、またはその再使用権の設定を行うこと。
- ソフトウェアを本契約以外のものに利用すること。
- ソフトウェアを複製すること。
- ソフトウェアを変更または改作すること。

第17条（製品の交換）

乙は甲に対して、契約期間中、甲の責に帰すべき事由によらず、製品に修理可能な性能の障害が発生した場合は、乙の判断により、無償にて製品を交換します。

- 製品の交換に際して乙より手配する交換品は、契約開始時と同等の状態引き渡します。交換までに甲が製品に設定した内容および蓄積を行ったデータは、甲により再設定、移行等の作業を行うものとします。
- 製品交換手続き中に、甲が製品を使用できない期間があったとしても、第2条の契約期間の延長および第3条、第4条のレンタル料等の変更はされません。
- バッテリーの交換については、メーカー保証期間に基づき、契約開始より12ヶ月経過以降は有償となります。

第18条（支払遅延損害金）

甲が本契約による金銭債務の履行を遅延した場合は、甲は、乙に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の割合による支払遅延損害金を支払います。

第19条（消費税額、地方消費税額）

甲は第3条によるレンタル料およびその他の諸費用については、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して乙に支払います。

第20条（第三者への委託）

乙は、本契約にかかる運営等の実施を、自らの費用と責任において第三者（以下「再委託先」といひます）に委託することができるものとします。この場合、乙は、当該再委託先に対し、本契約に基づき自らに課せられた義務と同等の義務を課すものとします。

第21条（責任の制限）

本契約における乙の責任の範囲は、本契約の実施の結果に乙の責に帰すべき誤りがあった場合に限られるものとします。乙の責に帰すべき誤りが無い場合、乙は、甲に生じた損害について何らの責任を負わないものとします。

- 前項に定める場合の他、本契約に関連して乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害賠償の範囲は、法的構成の如何を問わず、甲が現実には直接かつ通常の損害に限られるものとし、かつ、当該損害発生の原因となる事実の発生日から起算して6ヶ月の間に、本契約に基づき甲が乙に現実支払ったレンタル料の総額を上限とするものとします。
- 乙および製品の提供にかかわるその他の事業者は、製品について、明示、黙示または法律に基づくものであるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことについての保証を行わないものとし、甲はこれを確認し了承するものとします。

第 22 条（秘密保持）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約の履行に関して知り得た相手方の資料、電磁的記録媒体、その他の有形な媒体により提供された業務上、技術上の情報であって秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号の一に該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示の時に既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 被開示者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
 - (4) 被開示者が独自に開発した情報
- 2 前項にかかわらず、乙は、本契約に関して知り得た甲の秘密情報を、本契約のために必要な範囲において、再委託先に開示することができるものとします。
- 3 甲は、本契約の存在および条件ならびに本契約に関する両当事者間の取引に関するプレスリリースその他の公表を行う場合は、事前に乙および必要に応じ乙が指定する他の関係者からの、書面による承諾を得るものとします。

第 23 条（個人情報の保護）

乙は、本契約に関連して知り得た甲が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含みます。また、秘密情報であるか否かを問いません。以下「個人情報」といいます。）を、法令に従い善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、甲の書面による事前の承諾を得ることなく本契約以外の目的に利用しないものとします。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を第三者に開示しないものとします。ただし、再委託先に対して開示する場合はこの限りでないものとします。
- 3 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約の実施のために必要な範囲を超えて、個人情報を複製しないものとします。なお、乙は、理由の如何にかかわらず本契約が終了し、または甲の要求があった場合には、甲の指示に基づき、遅滞なく複製物を含む個人情報を甲に返還し、または廃棄するものとします。

第 24 条（不可抗力）

天災地変その他不可抗力に基づいて、乙が本契約における乙の債務を履行できなかった場合、乙は当該不履行に基づく一切の責任につき免責されるものとします。

第 25 条（裁判管轄）

甲および乙は、本契約についての紛争は、東京地方裁判所を第一審裁判所とすることに合意します。

第 26 条（特約条項）

甲および乙は、申込書特約条項欄に条項を追加した場合は、その追加した条項に従い、本契約を補充または修正することを承認します。

以 上